

浦安市規則第52号

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則の一部を改正する規則

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則（令和元年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条に後段として次のように加える。

この場合において、風しん5期の予防接種に係る費用の助成の申請にあつては、抗体検査の結果の写しを合わせて添付しなければならない。

別表に次のように加える。

| | |
|-------|---------|
| 風しん5期 | 10,131円 |
|-------|---------|

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（浦安市風しん追加対策事業に係る抗体検査及び定期予防接種の費用の助成に関する規則の廃止）

2 浦安市風しん追加対策事業に係る抗体検査及び定期予防接種の費用の助成に関する規則（令和元年規則第23号）は、廃止する。

（経過措置）

3 令和7年3月31日までに前項の規定による廃止前の浦安市風しん追加対策事業に係る抗体検査及び定期予防接種の費用の助成に関する規則第2条第1号に規定する抗体検査を受けた者に係る当該抗体検査の費用の助成については、なお従前の例による。